

# 【外出自粛等】 5 類移行（5/8～）に伴う変更点

## 季節性インフルエンザと同様の取扱いになります

### <変更のポイント>

感染症法に基づく感染者等の外出自粛が求められなくなります

項目	～5月7日	5月8日～
外出自粛	外出自粛を要請	外出自粛を要請されない （個人の判断になる）
療養期間 （陽性者）	原則 7 日間	（推奨）発症後 5 日間 （かつ症状軽快後24時間）
待機期間 （濃厚接触者）	原則 5 日間	コロナ患者の濃厚接触者として特定 されないため、待機期間はない （外出自粛は求められない）